

県費奨学生配置センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立医科大学（以下「本学」という。）における県費奨学生配置センター（以下「配置センター」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 配置センターは、本学と奈良県が平成25年10月23日付けで締結した県費奨学生配置センターに関する協定書に基づき、地域医療を担う奈良県緊急医師確保修学資金及び医師確保修学研修資金の被貸与者（以下「被貸与者」という。）のキャリア形成を支援し、かつ、医師が不足している医療機関の医師確保の支援を目的とする。

(組織)

第3条 配置センターは、センター長、専任医師、専任看護師、コーディネーター及び事務職員により組織する。

- 2 センター長は、理事長をもって充てる。
- 3 専任医師は、地域医療学講座教授をもって充てる。

(業務内容)

第4条 配置センターの業務内容は、次のとおりとする。

- 一 被貸与者のキャリア形成支援
- 二 被貸与者の配置案の策定
- 三 その他関連する事項に関すること

(運営委員会)

第5条 配置センターは、被貸与者の配置案策定の審議、被貸与者のキャリア形成支援のための有効な方策について検討等をするため運営委員会を設置する。

- 2 運営委員会は、次の委員で構成する。
 - 一 理事長
 - 二 総務・経営担当理事
 - 三 附属病院長
 - 四 教育開発センター教育教授
 - 五 臨床研修センター長
 - 六 地域医療学講座教授
 - 七 法人企画部長

- 八 奈良県医療政策局長
- 九 奈良県医療政策局次長（公立大学法人奈良県立医科大学担当）
- 十 奈良県医療政策局地域医療連携課長
- 十一 奈良県医療政策局病院マネジメント課長
- 十二 奈良県医療政策局地域医療連携課医師・看護師確保対策室長

第6条 運営委員会の委員長は、センター長を充てる。

- 2 委員長は必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故ある時は、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

第7条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

- 2 委員長が必要があると認めた場合は、委員以外の者に出席を求め、説明または意見を求めることができる。
- 3 議決を要する事項については、出席者の過半数をもって決し、可否同数となるときは委員長の決するところによるものとする。

（その他）

第8条 この規程に定めるもののほか、配置センターの運営に関し必要な事項は、運営委員会の審議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年11月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月5日から施行する。ただし、第5条第2項第11号の規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。